

令和8年1月10日

## 日の里防災士の会会則

### 第1条（名称）

この会は、日の里防災士の会（以下「本会」という。）と称する。

### 第2条（構成）

本会の会員は、日の里地区に在住し、「日本防災士機構」により認証された防災士の資格を有し、本会の趣旨に賛同し、かつ、本会において承認を得た者とする。

2 本会には、コミュニティ運営協議会（以下「協議会」という。）代表及び、本会が必要と認めた顧問を置くことができる。

### 第3条(所在地)

本会の本部及び事務局は、宗像市コミュニティ・センター日の里会館内に置く。

### 第4条（目的）

本会は、日の里地区において「自助」及び「共助」の原則に基づき、協議会及び自治会自主防災会との連携を図りつつ、地域住民の防災意識の向上を支援することにより、災害による被害の拡大を未然に防止し、もって安全かつ安心な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

なお、本会は災害発生時の救助活動等を直接の目的とするものではない。

### 第5条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域の防災点検(危険個所の把握、改善提案)
- (2) 防災訓練、防災教育、啓発活動の実施
- (3) 要配慮者支援体制の整備
- (4) 自助・共助の促進を目的とする情報収集・提供
- (5) 行政・関係機関との連携・協力
- (6) その他、本会の目的達成に必要な活動

## 第6条（組織及び費用弁償）

本会は、次に掲げる者で組織する。

- （1） 防災士の会会員
- （2） 協議会代表 1人
- （3） 顧問 若干名

2 委員及び顧問が第10条に規定する会議、又は、協議会の行事に出席したときは、費用弁償として500円を支給する。ただし、同じ日に会議、又は、行事が重複したときの費用弁償は重複支給をしない。

## 第7条（役員及び会計監査）

本会に次の役員を置く。

- （1） 役員
  - ① 会長 1人
  - ② 副会長 若干名
  - ③ 事務局長兼会計 1人（必要に応じ補佐を置くことができる）
  - ④ 情報担当 1人
- （2） 会計監査 1人

2 役員及び会計監査は、会員の互選により、候補者を決定し、総会において選任する。

## 第8条（役員及び会計監査の任期）

役員及び会計監査の任期は、2年とする。再任は妨げない。

2 補充により就任したときは、前任者の残任期間とする。

3 役員及び会計監査は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

## 第9条（役員及び会計監査の任務）

役員及び会計監査の任務を、以下のとおりとする。

- （1） 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- （2） 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは代行する。
- （3） 事務局長は、本会の庶務を担当し、議事録を作成すると共に会計を兼務する。
- （4） 情報担当は、各行政機関等から提供される防災、災害に関する情報・データを収集・分析し、会員に提供する。

また、本会での成果物を地域住民に提供することにも努める。

- 2 会計監査は、本会の決算を監査する。

## 第10条（会議）

本会の会議を、以下のとおりとする。

- （1） 本会の最高意思決定機関は総会とする。総会は会長が招集する。
- （2） 緊急に検討すべき事項や役員の意見を取りまとめる必要があるときに役員会を開催する事が出来る。役員会の招集は、会長が行う。
- （3） 会長は、必要に応じて会員及び第6条に定める構成員による会議（以下「全体会議」という。）を随時開催する事ができる。

- 2 議長は、会長とする。
- 3 会議が、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 会議の議決は、出席者の過半数をもって成立する。

## 第11条（議事録の管理）

本会の議事録は、いつでも利用できるよう事務局で保管・管理する。

## 第12条（会計年度）

本会の活動に要する経費は協議会会計から支出する。会計年度は、事業年度と同じ4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第13条（事業部会）

本会に、必要に応じて事業部会を設けることができる。

## 第14条（会則の改廃）

本会則の改廃は、総会の承認を得て行う。

第15条（雑則）

本会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、役員会による協議を経て決定する。

第16条（疑義の解釈）

本会則の解釈に疑義があるときは、役員会に諮り、会長がこれを決定する。

附 則

この会則は、令和8年1月10日から施行する。

以上